

topics

CS甲子園全国大会 特別賞

01

湯口支所購買課は、全国183店舗が参加した「JA資材店舗CS甲子園2022」の簡易陳列部門で特別賞を受賞した。同大会へは3年前から出場しており、当JAでは1年目から順に、東北ブロンズ銅賞、全国大会特別賞、全国大会敢闘賞の受賞歴がある。

今年は除草剤ラウンドアップの陳列で、立体的に作った文字や太陽で目を引くように陳列を工夫した。購買課佐々木加奈子さんは「来年は優勝を目指します」と意気込んでいた。



空間をフル活用した目を引くディスプレイ

topics

地上12月号の取材受ける

02

9月3日、家の光協会発行の月刊誌『地上』12月号掲載用に、青年の会会長である今大介さんが同誌の取材を受けた。

取材は一日を通して行われ、農業に興味がなかった学生時代から、現在の農家経営や生活への考え方を交流を通して自身が成長できたことを話し、青年の会を足掛かりに青年部に入ってよかったことなどを和やかに話していた。

今さんの特集は「意地と余裕」がタイトル。1冊618円で単月でも購入可能。注文する方がいれば農業振興課までご連絡を。



取材をうける青年の会会長今さん

topics

農業×福祉 相互理解を促進

03

9月7日、中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室は、当JAの仲介で、自社で農福連携に取り組んできた桐ノ木沢にある株式会社シャンティ園地にて、援農試験を行った。同社宇野訓さんは「3年前から受け入れをしているが、とても助かっている。農家のみなさんにぜひお勧めしたい」と話していた。

普及振興室では10月20日に同社園地にて現地研修会を計画しており、農業分野と福祉分野の相互理解を深め、農福連携の取組みを促進する予定。



丁寧に作業を進める(株)つがるネット利用者

topics

シャインマスカット 実りました

04

9月12日、当JA試験園地にて栽培されたシャインマスカットが直売所林檎の森店頭にて初めて並んだ。今年農業振興課では、シャインマスカット生産情報を計7回、紙ベースとテレグラムの動画で配信した。適期のジベレリン処理で粒の大きさは充分で、糖度は14度以上と順調に生育した。

田中裕滋課長補佐は「来年は更に工夫を重ねて栽培したい。シャインマスカット栽培に興味関心のある組合員に向けて、引き続き情報発信をしていく」と話した。



直売所に並ぶシャインマスカット



客室乗務員の五十嵐千秋さんとともに機内アナウンスに挑戦する2年沢口暁さん

9月15日、JAL操縦士と客室乗務員による航空教室が相馬中学校にて行われた。コロナによる減便をきっかけに援農作業に訪れている繋がりでも実現した同教室では、飛行機の仕組みや便数、客室乗務員の役割などが説明された。また、航空クイズや機内アナウンス体験などで交流を深めた生徒からは「英語の発音がすごかった」「以前飲んだコンソメスープが美味しかったことを思い出した」など声があった。JAL操縦士は今期もリンゴの収穫作業のため管内を訪れる予定。

topics

JAL×相馬中 航空教室

05



コンバイン操縦席に乗り込むJAL西田機長

9月15日午後、JAL操縦士2名は、この日刈取りが始まったライスロマンクラブの作業を見学した。普段飛行機を操縦している西田哲郎機長はコンバインの運転に興味津々で、オペレーターに操作を教えてもらうと、数メートル運転をし「元々機械や操縦が好き。普段なかなかコンバインに乗る機会がないので貴重な体験をさせてもらった」と目を輝かせていた。今後も当JALはJALとの関係を継続し、援農などを通じて組合員のサポートと地区活性化に取り組んでいく。

topics

JAL×RRC 稲刈り見学

06



関係者が見守る中検査が行われる

当JALライスセンターで9月20日、令和4年産『青天の霹靂』の初検査が、全農あおもり職員や当JAL職員10人が立ち会いのもと行われた。乾燥を終えた45フレコンが、水分、整粒、被害粒、未熟粒などの項目をクリアし、全量一等米に格付けされた。ライスロマンクラブの新米刈取りは9月15日に東部班から始まり、牡丹班が25日で作業を終了した。新米は10月8日が解禁日。たぎたての白米、炊き込みご飯、実りの秋の食卓は最高だ。

topics

新米、一等米に格付け

07



基準を確認しながら山選果を行う

9月22日、昨年就農したばかりの村田克幸さんは今年産の早生ぶじを初収穫し出荷した。振興課齊藤指導員から入庫時の注意点や評価基準の説明を聞きながら、村田さんは「昨年産と大きさが全く違い、美味しそうなりんごができた。以前は農家にだけはないかと思ってきたが、手を掛ければこども達も違つかと感動している」と嬉しそうに話していた。振興課では今後も新規就農者の伴奏支援を行い、農業と地域の活性化を図っていく。

topics

新規就農の若者が がんばってます

08

所員 小山内一翔



いつも湯口SSをご利用いただき誠にありがとうございます。組合員の皆様、平素、携行缶へのガソリンの販売記録にご協力いただきありがとうございます。

11月のイベント

● JASSの日

毎月第2金曜日は、「JASSの日」キャンペーンを行っております。2000円以上の給油した方が対象で、11月11日(金)の景品は除菌消臭スプレーです。お客様の来店を心よりお待ちしております。

● 当てようキャンペーン

10月から「JA-SSで当てようキャンペーン」を実施しております。期間中、ガソリン、軽油、灯油をご購入時に発行されるレシートを、合計2500円以上応募ハガキに貼り付け、店頭の応募箱か切手を貼ってポストへ投函すると、応募ができます。お一人様何度でもOKです。抽選でギフトカードや食べ比べセットが当たるので、たくさん



当てようキャンペーン応募ハガキ付きチラシは店頭にて用意しています。



JASSの日 次回景品はコレ!

これからも湯口SSのご利用をスタッフ一同お待ちしております。ご利用をお待ちしております。

んのご応募をお待ちしております。

11月 イベント情報

JA SS

日	月	火	水	木	金	土
		1 ポイント 3倍	2	3 特売日	4	5
6	7	8 ポイント 3倍	9	10 特売日 灯油の日	11 JASSの日	12
13	14	15 ポイント 3倍	16	17 特売日	18	19
20 灯油の日	21	22 ポイント 3倍	23	24 特売日	25	26
27	28	29 ポイント 3倍	30 灯油の日			

お知らせ

- セルフ洗車 700円以上で燃料2円引きレシート!
- 10・20・30日は灯油の日。店頭で購入すると2円お得です。配達ですとサービスになりませんので、灯油の日はぜひご来店下さい。

※都合により特売日が変更になることもあります。

会員ポイントを貯めて景品をGET!

会員の方は、ハイオク/レギュラー/軽油/灯油1Lに付き1ポイント貯まります! 300ポイント貯めて以下の景品と交換できます。

- 箱ティッシュ
- トイレトーパー
- 林檎の森商品券

1 農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、令和5年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることとなりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

(1) 受付期間：令和4年11月14日（月）～令和4年12月16日（金）

(2) 受付場所：中南地域県民局 県税部

弘前合同庁舎（弘前市蔵主町4）本館2階

(3) 必要書類等

書 類	申 請 者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1 簡易書留封筒（414円分の切手貼付のもの） ※1		○	○	○	○	○	○
2 免税軽油使用者証（共同）交付申請書		○		○	○		○
3 免税証交付申請書		○	○	○	○	○	○
4 免税軽油所要数量計算書		○	○	○	○	○	○
5 農業委員会発行の耕作証明書		○	○	○	○	○	○
6 免税軽油使用計画書（様式任意） ※2		△	△	△	○	○	○
7 免税軽油使用実績書・受払書（様式任意） ※2			△	△		○	○
8 組合（法人）の定款・規約・商業登記簿謄本等					○		
9 組合員名簿					○	○	○
10 使用機械譲渡証明書（販売証明書） ※3		○		△	○		△
11 400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿		○		○	○		○
12 誓約書		○		○	○		○
13 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※4		△	△	△	△	△	△
14 前回交付の免税軽油使用者証			○	○		○	○
15 免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○		○	○

○…提出が必須です。△…※2～4をご覧になり、該当する方は提出が必要です。

※1 免税証の交付枚数が多い方は、切手代が414円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。（目安として、50枚を超える方は460円分、110枚を超える方は530円分の切手が必要です。）

※2 個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※3 使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※4 特例（報告書を6か月分まとめて提出することができます。）申請を希望する場合は、提出してください。

2 不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

不正軽油の撲滅に御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

中南地域県民局県税部

TEL 0172-32-1131（内線 228・378）